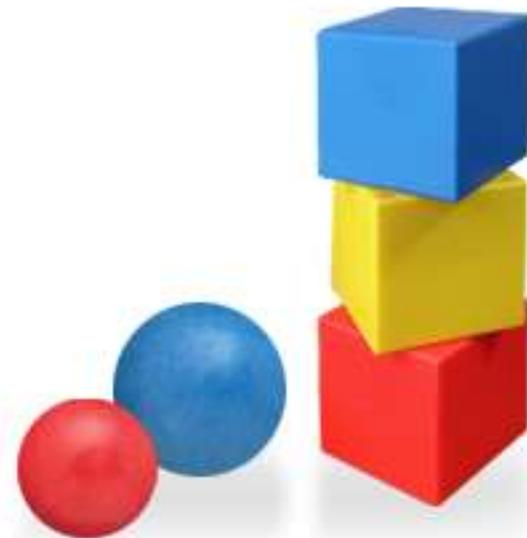


立川市教育委員会

令和6年度 就学相談の概要



☀ 概要説明の流れ

● はじめに…立川市の特別支援教育について

● 「就学相談」とは？

- こんな方に就学相談をおススメしています
- 相談の申込みから就学先決定までの流れ



● 就学先の学校・学級について

- 立川市内の小・中学校と通学区域
- 特別支援学校、特別支援学級について
- 特別支援教室「キラリ」、「プラス」について

● 「就学支援シート」について

- 教育上のヒントを引き継ぐツールをご活用ください

冊子後半の「資料編」には、市立小・中学校及び特別支援学級等の一覧や、よくいただくご質問への回答などの資料をお付けしています。ぜひご一読ください。



❖ はじめに…立川市の特別支援教育について

● さまざまな支援

▶ 子ども未来センターに総合相談窓口を設置

途切れ・すき間のない相談支援を行うため、未就学児から18歳までの相談を一体化
その拠点として『子ども未来センター』を開設
発達支援親子グループの活動や、ファミリー・サポート・センター事業等も実施

▶ 介助員や、特別支援学級臨時指導員などを配置

▶ 看護師の派遣による医療的ケアの実施

▶ 教育相談員・言語聴覚士等による巡回相談

▶ 教育支援相談員の派遣による助言や授業研究

▶ 学校施設の整備 バリアフリー化の対応

階段昇降機の設置、トイレの改修、水道蛇口レバーの交換など

▶ 特別支援教育就学奨励費（通学費・学用品費等）の支給

▶ 特別支援学級の整備 特別支援教室の導入

小学校特別支援教室キラリ、中学校特別支援教室プラスの全校設置（令和3年度）
自閉症・情緒障害特別支援学級の増設（令和5年度）



学習環境の整備
(写真は松中小学校まつのみ学級)



❖ 第3次特別支援教育実施計画

▶ 令和2年6月に策定。令和6年度までの5か年計画

第3次立川市特別支援教育実施計画の基本理念

支援を必要とする幼児・児童・生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、途切れ・すき間のない早期連携・早期支援を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。そして、人権尊重の精神を基調とし、障害に対する理解と障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の実現に取り組んでいきます。

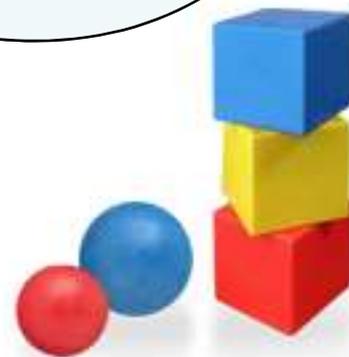
3つの基本指針のもとに、5つの基本施策

- 早期連携・早期支援の充実
- 学校における指導体制・指導内容の充実
- 学校における特別支援教育の取組への支援
- 関係機関との連携
- 特別支援教育の理解啓発

基本施策に基づき、
16項目・43事業について
充実・検討を進めていきます。

立川市では平成30年4月、『**障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例**』が施行されました。

市民一人ひとりが、障害や障害のある人に対して正しい知識を持ち、認識を深めることにより、誰もが地域社会の一員として尊重される、障害のある人もない人も暮らしやすいまちを目指しています。



❖ 「就学相談」とは？

● 就学先や支援の内容などを、保護者と一緒に考えます。

〈対象〉 令和7年4月に小学校 または 中学校に就学する方

“心身に障害がある”、“発達がゆっくり”、“集団行動が苦手”、“多動で座ってられない”などの、就学に関するご心配に対し、心理や教育の専門知識を持った相談員が、

必要な情報や見学・体験等の機会を提供しながら、お子さんの能力や可能性を最も伸ばせる教育環境や、必要な支援の内容を、保護者と一緒に考えるのが『就学相談』です。

〈時間〉 月曜日～金曜日・第2土曜日 / 午前9時～午後5時
※ 4～8月は第4土曜日も受け付けます

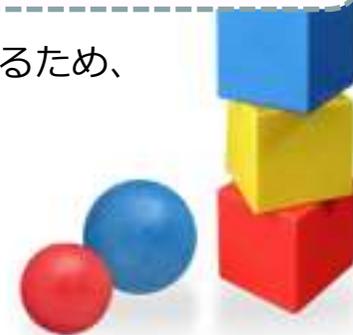
〈場所〉 立川市子ども未来センター（立川市錦町3-2-26）

☆お車でご来所の際は、子ども未来センター南側のコインパーキングをご利用いただけます。（駐車台数には限りがあります。）

◎お申込みはお電話で。お子さんの基本情報やご心配ごとなどをお尋ねするため、10～15分かかります。お時間に余裕のある時にお電話ください。

◎お手元にご用意いただきたいもの

- ・ **スケジュールが分かるもの**…面談のご予約をお取りします。
- ・ **医療や療育の記録、発達検査の結果**（お持ちの方のみ）



❖ こんな方に「就学相談」をおススメしています。

- ✿ 今回の**保育園では加配**の先生が付いています。小学校でも、個別の声かけや移動時の見守りなど、**介助してもらえたら安心**なんですが…
- ✿ **発達がゆっくり**で、**集団についていけるか心配**です。主治医の先生から「特別支援学級が良いかも知れない」と言われて悩んでいます…
- ✿ 愛の手帳を持っています。子どもに最も合った環境を選びたいので、**特別支援学級や特別支援学校の見学・体験**がしてみたいです。
- ✿ 今は特別支援学級の6年生ですが、中学校卒業後の進路を考えると、**特別支援学級と特別支援学校のどちらが良いのか、迷っています。**



- ①お子さんの能力や可能性を最も伸ばさせるのに適した就学先をご提案します。
- ②障害や特性に応じた合理的配慮、支援の内容などを専門的な見地から検討します。
- ③情報提供や学校見学・体験等を通して、保護者の方と一緒に、就学の準備を進めます。

就学相談の流れ・1…申込み受付・初回面談

①保護者からの電話申込み（原則、就学する前年の9月末までに申込みを）



電話にて保護者から基本情報をお聞きした後、初回面談の日時を決めます。

※自閉症・情緒障害特別支援学級への就学に関する相談は9月末で締め切ります。

②保護者の方…初回面談 ③お子さん…行動観察

※ご用意いただきたいもの … 母子手帳、検査結果、療育手帳等

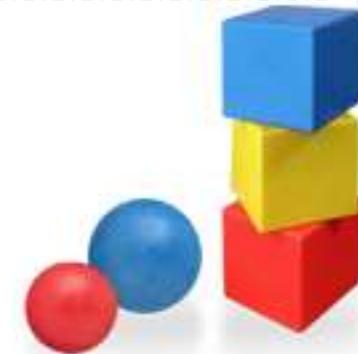


「就学相談票」の記入／現在の希望就学先
成育歴／就学にあたっての心配ごと／かかりつけ医
身辺の自立／集団活動／食事の好き嫌い…など

親子分離の様子／あいさつ・会話／靴や上着の脱着
場慣れ／トイレ／文字や数字への興味・理解
色や形の理解／微細運動／粗大運動…など



就学相談員は、保護者の意向をお聞きしながら、学校に関する情報提供や、就学までのタイムスケジュール等をご案内していきます。



❖ 就学相談の流れ・2…検討資料の収集



④ 医師による診察

身体の障害や成長発達に関するかかりつけ医をおもちになることをお勧めしています。主治医の所見書や療育の記録等を就学支援資料としてご提出いただきます。



⑤ 発達検査(知能検査)

お子さんの状況をより的確に把握し、就学先決定や支援内容を審議する際の資料として、発達検査(WISC-IVまたはWISC-V、田中ビネーV、新版K式など)の結果をご提出いただきます。

特別支援学級等の見学や体験は、児童・生徒の授業中にお邪魔することになるため、時間帯や受入れ人数に限りがあります。ご希望される場合は、日程のお繰り合わせにご協力ください。



在籍園(校)からの情報収集

保護者の了解のもと、在籍している園(又は学校)に対し、お子さんの実態把握票の作成を依頼します。お子さんの状況に応じて、就学相談員が、園や発達支援グループの活動の様子を観察する場合があります。

特別支援学級等の見学・体験

ご希望に応じて、市立特別支援学級や都立特別支援学校の見学・体験ができます。通常の学級への就学を希望する場合は、学校公開日をご案内しています。

※特別支援学級等の見学の日程には限りがあるため、他のご家庭と一緒になる場合があります。あらかじめご承知おきください。



❖ 就学相談の流れ・3…専門家による協議

⑥ 就学支援部会での行動観察や支援等の検討

親子でご出席ください

必要に応じ、部会長（市立小中学校長）のもと、

- ・ 特別支援学級設置校の副校長
- ・ 都立特別支援学校のコーディネーター
- ・ 特別支援学級担任・特別支援教室教員
- ・ 通常の学級担任等が、

児童の小集団での活動を観察します。

観察中に保護者と学校管理職が面談を行います。

相談過程で得られた資料を参考にしながら、

適切な支援や就学先について協議します。



⑦ 就学支援等検討委員会での審議

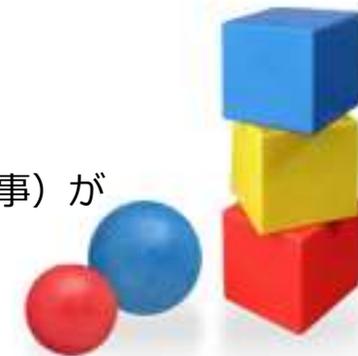
ご出席は不要です

委員長（学識経験者）のもと、

- ・ 医師
- ・ 学識経験者
- ・ 臨床心理士
- ・ 言語聴覚士
- ・ 行政職員（子ども家庭支援センター長、教育委員会統括指導主事）が

就学支援部会の審議結果等を参考にしながら、

適切な支援内容及び就学先について最終的に提案をまとめます。



就学支援部会の開催日程

小学校

回	日程	曜日
1	7月 4日	木
2	9月 10日	火
3	9月 20日	金
4	10月 3日	木
5	10月 24日	木
6	10月 29日	火
7	11月 12日	火
8	11月 19日	火
9	12月 3日	火
10	12月 5日	木
11	12月 12日	木
12	1月 9日	木
13	1月 16日	木
14	1月 23日	木

= 転学審議

= 予備日

中学校

回	日程	曜日
1	7月 5日	金
2	9月 6日	金
3	10月 4日	金
4	10月 17日	木
5	11月 7日	木
6	11月 14日	木
7	12月 10日	火
8	1月 10日	金
9	1月 24日	金

= 転学審議

●1回目は、小・中学校に在籍している児童・生徒の転学の審議を行うため、**就学相談の審議は、2回目以降の日程**となります。

●冬場はインフルエンザ等で、出席をキャンセルされるご家庭が増える時季です。12月以前の部会日程を目途に、検査や体験を終了いただくのがおすすめです。

☘ 就学相談の流れ・4…保護者へのご提案と意向確認



⑧市より保護者へ、就学先や支援等についてご相談

就学支援等検討委員会でまとめられた審議内容及び保護者の意向を踏まえ、保護者とお子さんの就学先等についてご相談します。

専門家の提案した就学先が、保護者の考えと異なる場合は

必ず保護者と面談を行い、審議の過程で専門家が、なぜその提案に至ったのかを丁寧にお伝えし、改めて保護者のご意向を確認します。

提案された就学先の見学・体験を行っていない場合、保護者のご希望に応じて、特別支援学級等の見学や体験を実施することも可能です。最終判断にあたっては、保護者や本人のご意向を最大限に尊重します。



❖ 就学相談の流れ・5…就学先決定と引継ぎ

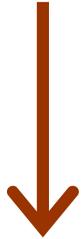


⑨ 合意形成後、教育委員会より入学通知を発送（1月10日頃から順次）

※就学先について保護者の方と最終的に合意（相談が終了）するまでは、就学先決定のご通知はストップしています。

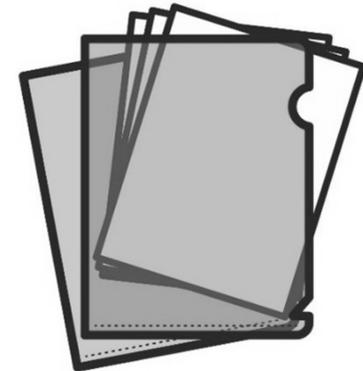
小学校では2月初旬に入学説明会が、中学校では制服（標準服）の採寸があるため、それまでに決定することを目指します。

※特別支援学校へ就学する場合は、東京都との就学相談が終了後に発送されます。



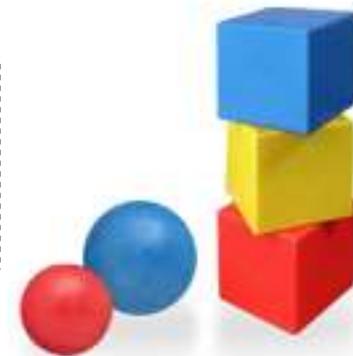
⑩ 就学先へ「就学支援ファイル」を引継ぎ（2月頃）

就学相談を利用するメリットの一つが、この「学校への引継ぎ」です。相談を通じて揃えた資料（面談の記録、医師所見、発達検査の結果、在籍園や就学相談員による実態把握票等）を『就学支援ファイル』としてまとめ、就学先の学校（特別支援学校の場合は東京都）へ引継ぎます。必要に応じて、介助員の配置について相談したり、施設を改修したりするなど、入学に必要な準備をしていきます。



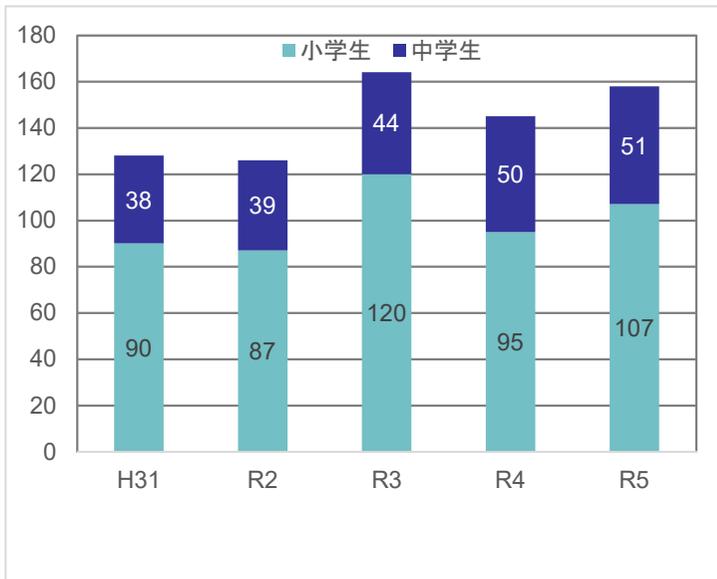
専門家の提案と異なる就学先へ就学した場合

就学後の状況等に応じて、就学相談員による継続相談を実施します。授業観察や三者面談等を通じて、適応の状況や指導・支援面の配慮が十分か、保護者のご心配がないかなどを一緒に確認していきます。

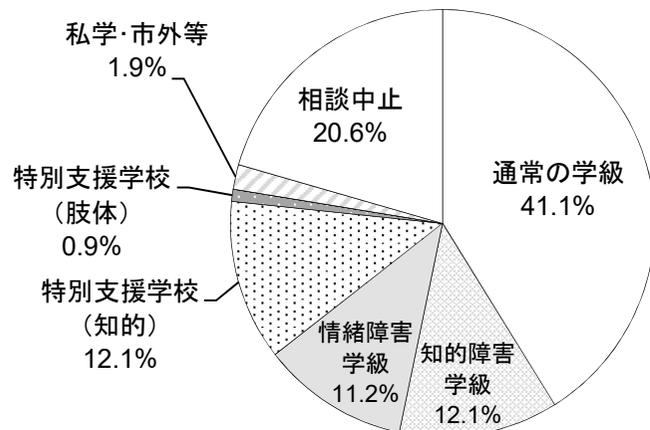


昨年度の就学相談の結果（就学先内訳）

(件)

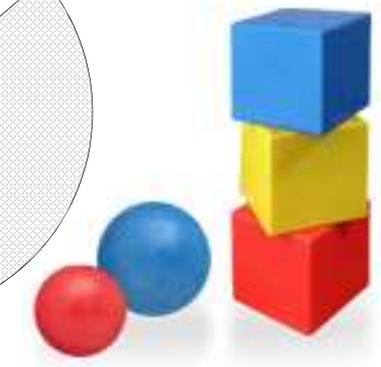
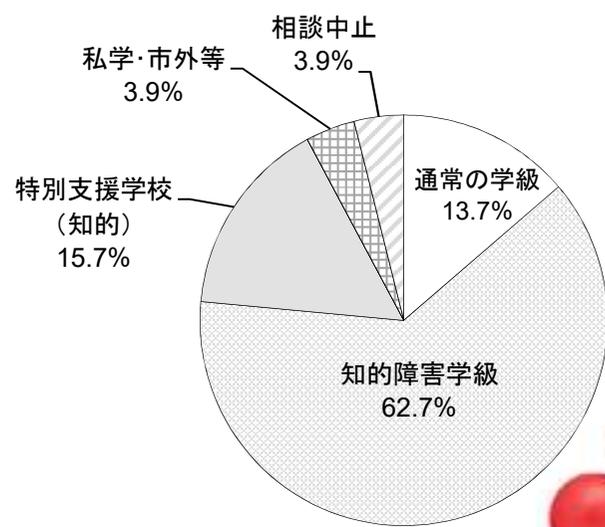


小学校



令和5年度の就学相談利用者
(令和6年4月就学) 158件の
就学先内訳は、右記のとおり。

中学校



❖【参考】就学相談中のお子さんの就学時健診について

例年11月、各小学校にて、翌春就学予定の児童を対象とする健康診断が行われます。

Q 1. 通常の学級か、特別支援学級かで悩んでいます。どこの学校で受ければ良いですか？

A 1. 迷っていらっしゃる場合は、**10月頃に通知する「受診指定校」**でお受けください。

☆「この機会に特別支援学級設置校に行ってみたい」等のご希望がある場合は、日程の変更が可能です。

Q 2. 就学相談の結果、すでに都立の特別支援学校に就学することを決めています。
就学時健診を受けなくても良いですか？

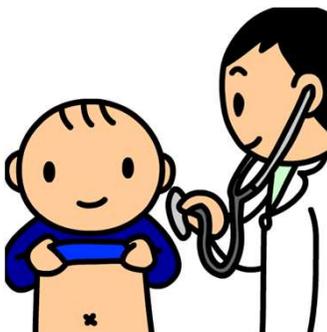
A 2. 通知が届きましたら、**必ず事前に教育委員会学務課にご連絡ください。**

☆ご連絡ないまま未受診ですと、受診を再度お勧めするご案内を差し上げる場合があります。
なお、「この機会に副籍校に行ってみたい」等のご希望がある場合は、その旨、ご相談ください。

Q 3. 初めての場所や人にパニックになることがあり、白衣や器具も怖がります。
周りの人たちからどう見られるか、何か言われてしまうのではないかと不安です。

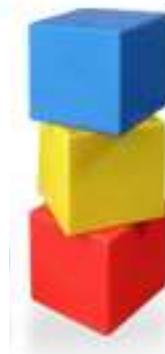
A 3. ご通知が届きましたら、お早目に**受診予定校にご相談ください。**

☆親子で下見をする、体に触れる前に予告する、お子さんの特性を担当医にあらかじめ伝えておく…
など、安心して受診するために工夫できることを、保護者の方と一緒に考えます。



●就学時健診は、お子さんの健康状態を確認するだけでなく、入学に向けて気持ちの面でも準備をしていく、大切なステップです。学校の先生方も、お子さんたちに「学校に通うのが楽しみ！」と思ってもらえるよう、不安の軽減とスムーズな健診に努めたいと考えています。

お子さんの苦手なことや、保護者の方のご心配な点があれば、ぜひご遠慮なく、受診予定校に事前にご連絡ください。教育支援課が保護者の方に代わって、学校に情報提供することも可能です。詳しくは、担当の就学相談員にご相談ください。



就学先の学校・学級について

立川市立小中学校と通学区域

小学校は19校、中学校は9校

知的障害特別支援学級が 小学校7校・中学校3校

自閉症・情緒障害特別支援学級が 小学校2校

難聴・言語障害通級指導学級が 小学校2校（難聴1校、言語2校）

情緒障害等の特別支援教室が

小・中学校全校に設置されています。

★立川市では小学校特別支援教室を『キラリ』、中学校特別支援教室を『プラス』
という愛称でご案内しています。※資料編22ページ参照

それぞれの学校・学級には **通学区域** があります。

※指定校の変更には、「近々の転居が確定している」などの特別な事情や、
受入れ先の学校側の教室数など、複数の要件を満たす必要があります。



学区一覧

市ホームページでは、ご住所から逆引きができる学区の一覧をご案内しています。

<https://www.city.tachikawa.lg.jp/gakumu/kosodate/kyoiku/iinkai/gakko/nyugaku/gakkuitiran.html>



❖ 特別支援学級（固定学級）について

特別支援学級（固定学級）とは、**通常の学級における学習では十分にその効果をあげることが困難な児童・生徒**に対し、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、**一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を行う**ため、特別に少人数で編制された学級です。

✿ 知的障害特別支援学級（教育課程等については資料編17ページ参照）

（小学校7校、中学校3校に設置しています）

必要に応じて特別支援学校の各教科の内容等を参考にしながら、**小集団**の中で、**個に応じた生活に役立つ内容を学習**します。

小学校では、体力づくりや基本的な生活習慣の確立、日常生活に必要な言語や数量、生活技能などの指導を、中学校では、それらをさらに充実させるとともに、社会生活や職業生活に必要な知識や技能などを指導しています。

✿ 自閉症・情緒障害特別支援学級（教育課程等については資料編17ページ参照）

（二小、大山小に設置しています）

～立川市の自閉症・情緒障害特別支援学級への入級基準～

- （1）知的障害がなく自閉症・情緒障害の診断がある児童
- （2）合理的配慮などの支援があったとしても、一人では通常の学級活動等への参加が困難な児童
- （3）特性に応じた支援により、通常の教育課程での教科学習が可能である児童
- （4）学ぶことへの意欲があり、入級により学力や集団適応能力の向上が期待できる児童
- （5）その他、立川市教育委員会が入級が適当と認める児童

●小学校の特別支援学級では、保護者による送迎をお願いしています。

❖ 通級指導学級について

通級指導学級とは、**通常の学級に在籍**し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じて**週1~8単位時間**、設置されている学校で通級による指導を行う教育形態のことです。

(1) **言語障害** (小学校**2校**に設置しています) …**ことばの教室**

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

(2) **難聴** (小学校**1校**に設置しています) …**きこえの教室**

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。

- 通級指導学級にも通学区域があります。
- 知的障害のある児童・生徒や、就学相談の結果、特別支援学校又は特別支援学級が適当との提案が出た方は対象となりません。(就学後の数年間の成長発達の状況等により、相談可能)
- 他校で通級指導を受ける場合は、交通費の補助制度があります。
また、小学生の場合は、安全確保の観点から、保護者による送迎をお願いしています。

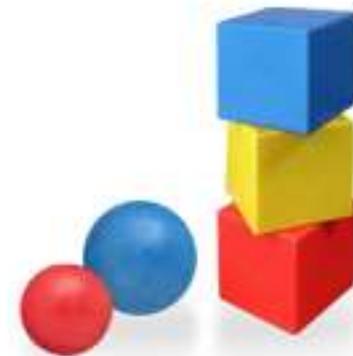
❖ 特別支援教室（情緒障害等）について

- ✿ 小学校は**特別支援教室キラリ**…全小学校に設置
- ✿ 中学校は**特別支援教室プラス**…全中学校に設置

知的発達に遅れがなく、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。

- * **自閉症** 又はそれに類する障害
- * **情緒障害**（心理的な要因による選択性かん黙等）
- * **学習障害**（LD）
- * **注意欠陥多動性障害**（ADHD）

- 特別支援教室は、在籍校にてご利用いただきます。
- 知的障害のある児童・生徒や、通常の学級での学習におおむね参加することが難しい方は対象となりません。
- 特別支援教室を利用するためには審査があり、発達検査（WISC-IV又はWISC-V）の結果をご提出いただきます。審査の結果、利用が認められない場合があります。



❖ 特別支援教室ではこんなコトを学びます

- ・児童・生徒一人ひとりの課題や在籍学級での適応状態などを踏まえて、指導目標を設定します。
- ・指導の内容や児童・生徒数、学年などを考慮しながら、個別指導や小集団指導を行います。
- ・キラリ・プラスで学んだ内容を担任の先生と共有し、在籍学級での指導や支援に活用します。

→目標を達成するのに必要な、キラリ・プラスでの指導内容や適した教材、在籍学級の担任の先生の役割、指導時間数（どの授業を何時間抜けるか）等を、ご家庭とも相談しながら決めていきます。

そのため、**キラリのご利用は、原則として入学後の様子を見てから**検討していただきます。

プラスのご利用は、小学校卒業前に申し込みができます。 9月以降に実施する説明会にご参加ください。

自立活動

- * コミュニケーションの指導
- * 人間関係の形成の指導
- * 自己理解・自己受容の指導
- * 身体の動き、環境認知の指導

授業への参加が難しい原因

- 状況理解（社会性）
- 見通し（時間・行動）
- 学習意欲（意味理解・価値づけ）
- 集中力（刺激）

理解(分かること)が難しい原因

- 認知の偏り ■ 学習スタイル
- 複数作業の苦手さ
- イメージの弱さ ■ 曖昧さの理解
- 反復学習が必要

教科的な内容を 取り扱う自立活動

いわゆる補習や復習とは違います。
一人ひとりの**特性によるつまずき、
苦手なところに特化した指導**です。

例

- ・ 漢字の構成
- ・ 言葉の意味を理解するための指導
- ・ 物語文全体を視覚的にとらえる指導
- ・ 心情理解のための指導
- ・ 説明文の内容理解のための指導

指導時間の制度上の上限は週あたり8時間ですが、通常の学級の授業により多く参加できるように、おおむね週1～4時間の範囲で設定します。



特別支援学校について

特別支援学校（都立学校）

特別支援学校とは、障害のあるお子さんについて**将来の自立に向け、手厚くきめ細やかな教育を行う**学校です。

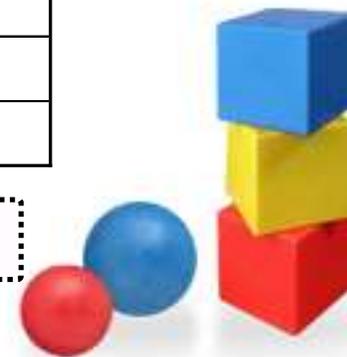
幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行うとともに、学習上又は生活上の困難を改善・克服するための「自立活動」を実施しています。

対象：視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

障害種別	学校名	所在地	通学区域
肢体不自由	府中けやきの森学園	府中市朝日町3-14-1	羽衣町
	村山特別支援学校	武蔵村山市学園4-8	上記以外
知的障害	立川学園知的障害教育部門	立川市栄町1-15-7	市内全域
視覚障害	八王子盲学校	八王子市台町3-19-22	市内全域
聴覚障害	立川学園聴覚障害教育部門	立川市栄町1-15-7	市内全域
病弱	光明学園	世田谷区松原6-38-27	市内全域

●特別支援学校への就学には、種別により基準があります。

学校見学や体験、
学校公開の日程
等は、お早目
にお問い合わせ
ください。



円滑な就学のために…「就学支援シート」のおすすめ

● 教育上のヒントを引き継ぐツールをご活用ください

お子さんのこれまでの成長の歩みを大切に、学校に入学してからも楽しく学習の積み重ねができるよう、**就学前の様子や必要な支援の手立て、配慮などを学校へ引き継ぐ**ことはとても大切です。

立川市では、市立小学校に入学する年長のお子さんを対象に「就学支援シート」を配布し、学校での教育的支援を考えるにあたっての、**保護者からのヒントを記入**していただいています。

保護者の方と、幼稚園・保育園・その他専門機関の方が協力して、小学校への円滑な接続を進めていけたらと考えています。ぜひご活用ください。

たのしい学校生活のために

記入例 令和3年度 就学支援シート

子どもには、さまざまな個性があり、一人一人に夢や希望に満ちた豊かな可能性があります。その可能性を入学準備から入学後の学校生活まで大切に育てていくことが、お子さんの成長に大きく影響してきます。入学準備から入学後の学校生活まで、お子さんが楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、お子さんについて、みんなで一緒に考えていきましょう。

入学準備から入学後の学校生活まで、お子さんが楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、お子さんについて、みんなで一緒に考えていきましょう。



学校との面談希望
(有・無)

(フリガナ) お子さんのお名前	タチカワ イチロウ 立川 一郎	生年月日	平成27年 5月 15日	性別	男
保護者の方のお名前	立川 太郎	続柄	父		
連絡先	〒190-0022 立川市 郡町 3-2-26				
電話番号	0427-61771				
通っている幼稚園・保育園名	<input type="checkbox"/> 保育園 <input type="checkbox"/> その他の専門機関名				
就学予定小学校	立川市立 <input type="checkbox"/> 小学校	立川市教育委員会			

項目	内容	記入者名
興味・関心	<ul style="list-style-type: none"> ○性格の特性 ○行動の特性 ○好きなこと ○苦手なこと ○文字、教 	
配慮や支援のお願い	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの支援などで大切にしていたこと ○就学後も引き続き、配慮してほしいこと ○その他伝えておきたいこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・初めてのことで、著手なことなど、本人が取り組むのに時間がかかることでは、分かりやすい説明や、見本やモデルを見せていただければと思います。 ・1日の予定やこれから行うことについて、具体物や絵カードなどを活用して、見直しをもたせるようにしました。

● 幼稚園・保育園等での配布時期…令和6年10月頃

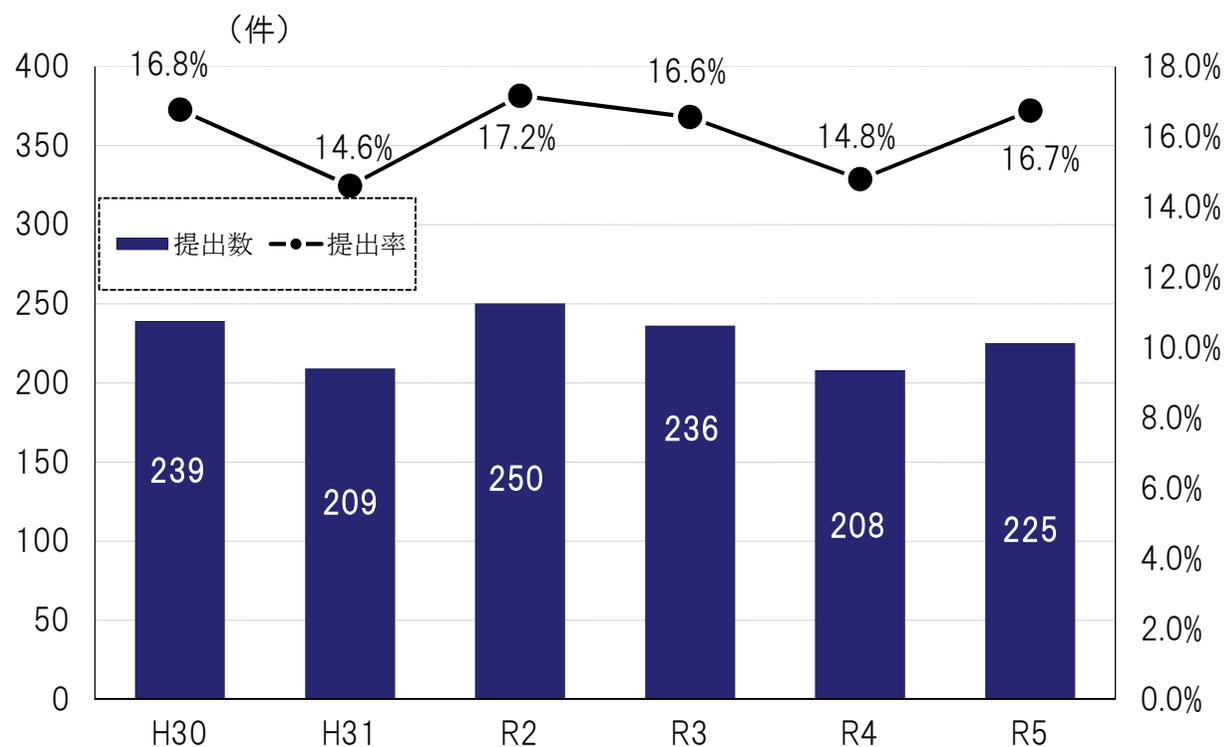
➡ 12月末までに教育支援課（子ども未来センター）へ

締切後も随時受付しています。学校との面談や、配慮を求めたい点などご希望がある場合は、日程の都合上、期限内のご提出がおすすめです。

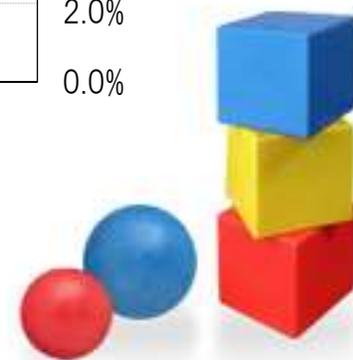


🔴🔴 「就学支援シート」の活用状況

翌春4月に市立小学校に入学した1年生に占める利用率



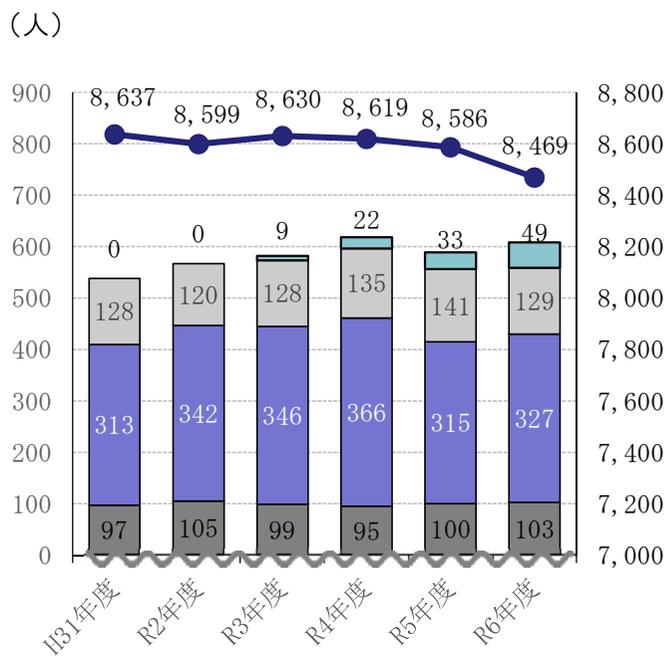
新1年生の約6人に1人が活用しています！



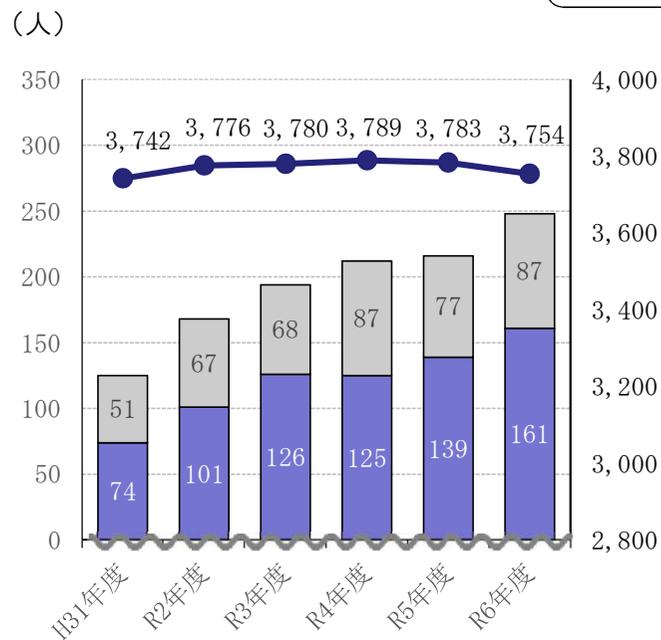
特別支援学級・特別支援教室の児童・生徒数

グラフの上から

- 児童・生徒数
- 情緒固定
- 知的固定
- 特別支援教室
- 難聴・言語障害

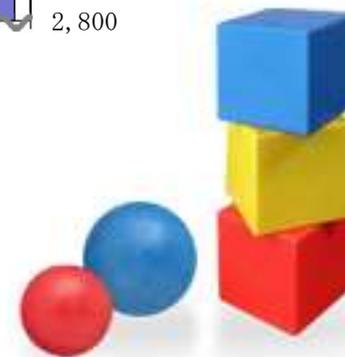


小学校



中学校

☆「児童・生徒数」には、特別支援学級の児童・生徒を含んでいます。



❖ 教育相談・転学相談のご案内

* 就学後のご相談も、お気軽に。

登校したからない、学校でいじめられる、落ち着きがない、成績不振、進路の悩み、非行や反抗...等々、子育てには悩みや不安がつきものです。

あるいは、お子さんにとって、現在の就学先が一番合っているのか、転学を考えたほうが良いのかな...などと、迷うことがあるかも知れません。そんな時はお気軽に、ご相談ください。



お電話から **042-527-6171**



F A Xから **042-528-6875**

受付日 月～土曜日／午前9時～午後5時。
転学のご相談は、月～金曜日・第2土曜日
(4～8月は第4土曜日も受付)
※休業日 = 日曜・祝日・年末年始

- ご相談は無料です。
- 来所による相談は、事前にご予約ください。
- 相談の秘密は厳守します。

